

## 第4章 分析・考察

### 第1節 群馬県中世屋敷跡の建築物考察

宮本 長二郎

#### 1 はじめに

群馬県波志江中屋敷西遺跡B区1面の屋敷遺構は出土建築材のAMS法年代測定により15世紀前半と推定される。本稿は周濠で囲われた屋敷内の掘立柱建物柱建物について、時代的・地域的特長を明らかにしたい。

#### 2 掘立柱建物の分布と敷地割

南北約51m、東西41mの長方形周濠内に30棟以上の掘立柱建物があり、その中央部のやや北寄りに約半数の建物が重複して集中分布し、主屋と主屋に伴う副屋がセットになって7期に亘る重複建替えが認められる。

他の付属屋の分布は主屋の北側に、中庭を囲うようにその北西部と東方、西方の3ヶ所にそれぞれ数棟ずつ重複し、主屋の南方にも小型建物が2ヶ所に分かれて分布する。これらの付属屋はそれぞれ機能を異にすると考えられる。

7期に亘る主屋域の変遷と、それに伴う付属屋の配置は、柱穴の重複する例が少ないとから、柱穴の新旧関係から判断することができず、各建物の方位と位置関係を基準に決定し、さらに、周濠の南半分を区画する東西溝SD6・12・13・15・18と主屋以下の建物群との配置関係が変遷の重要な基準となる。

SD6・15は出入口の開口部を設けた同時期の区画溝で、北周濠との間隔が周濠の東西幅と等しく、正方形の敷地区画割とする時期が想定される。

SD13・18は溝心々間3.5mの鍵形配置で、その喰違い開口部を出入口とする同時期の区画溝と考えられる。SD13・18は周濠と連結しないことから周濠を南

北に2分割するための区画溝であることは明らかであり、SD12はSD13の東半部を改修して東周濠と連結したものと考えられる。

いっぽうSD6・15は東・西周濠と連結した状況からみて、屋敷地は当初正方形で、のちに南にSD7・9溝（新旧不明）を設けて敷地を拡張して、SD13・18の区画溝を設けたと考えられる。

#### 3 建物配置の変遷

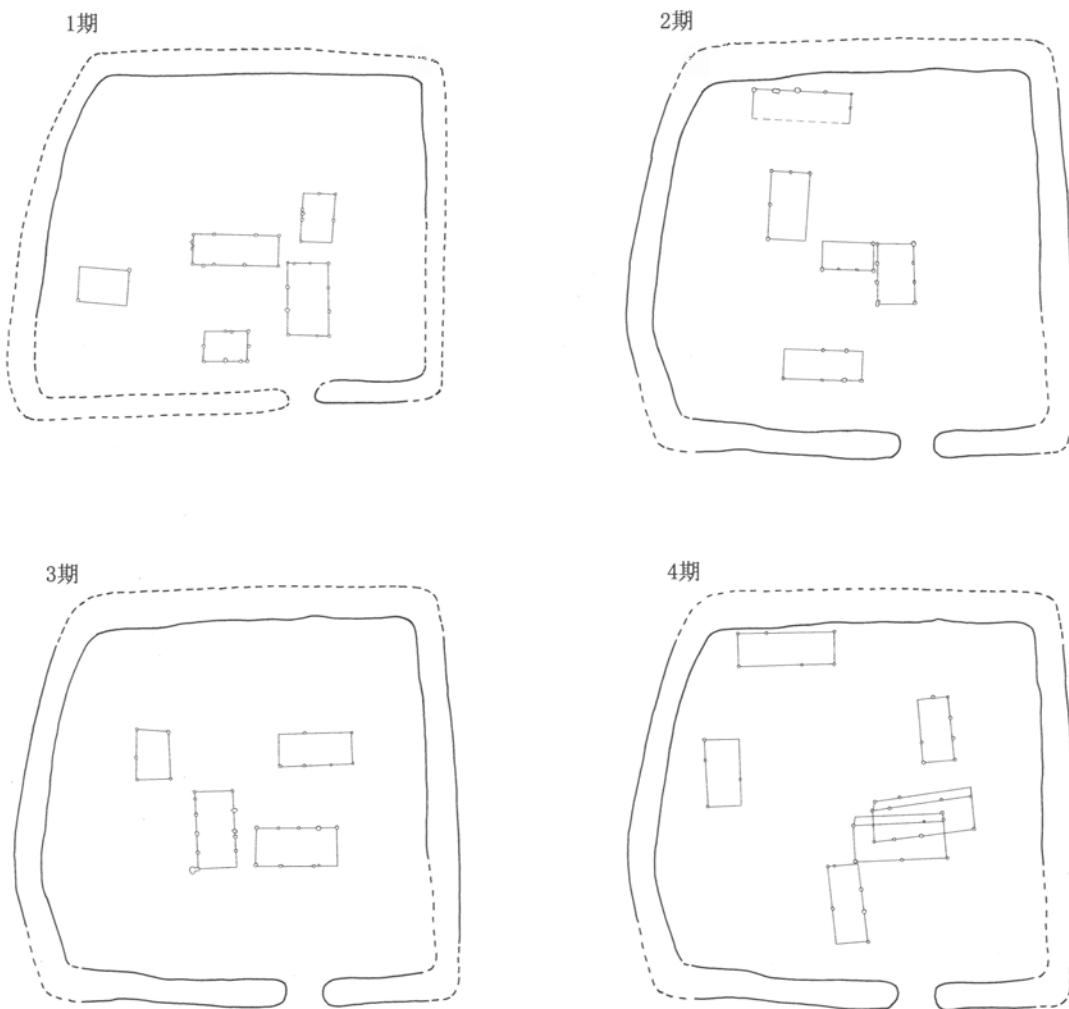
以上のような屋敷地割の変遷と、建物配置の変遷を想定して作成したのが、図1～図7である。

前項に記した南方の小建物は2ヶ所に分かれて、いずれも東西溝と重複する位置にあり、SD18と重複またはその東側にある建物は正方形周濠の時期に、SD15と重複する建物は南辺拡張後の時期に充てることができる。但し、周濠は7期の全時期に亘って存在していたかどうかは疑問で、西周濠と重複する南北溝SD2を東縁とする時期が初期に存在した可能性がある。

主屋の建築形式は、庇付きと庇のない時期に分かれて、後者を初期段階に位置付けて3期の変遷を想定し、当屋敷跡で最大の主屋SB5・9の2期は周濠拡大後として、全建物遺構を7期に配分した。

#### 4 梁間1間型住居

関東地方の中世掘立柱建物跡の平面形式は、鎌倉幕府を中心とする神奈川県下に総柱型が分布し、他の関東地方は梁間1間型が普及して、当屋敷も梁間1間型である。全国的には総柱型が主流で、梁間1間型は関東地方と東北地方に分布する以外は、総柱型分布域では付属屋に使用されて普及する。（註1）



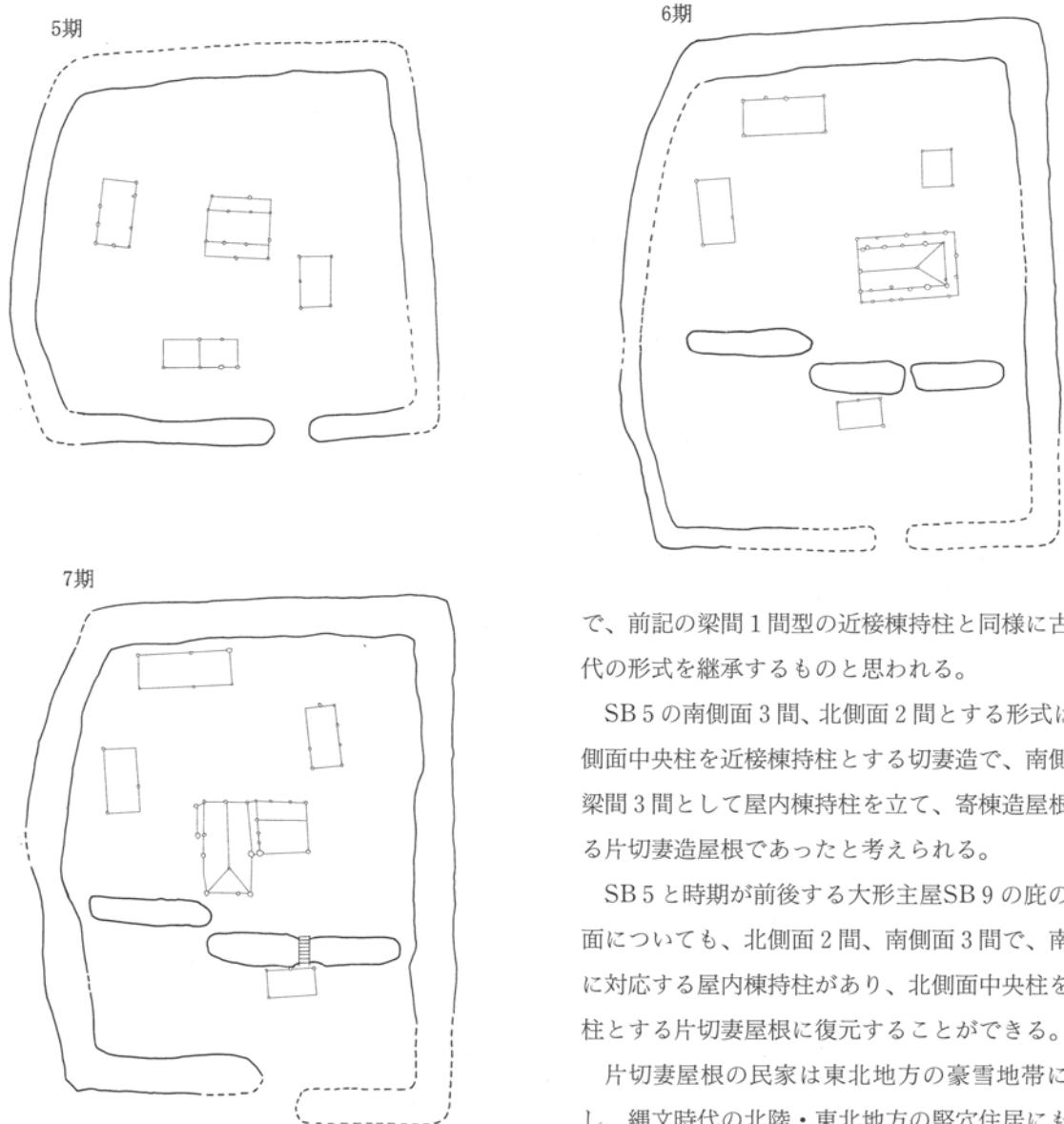
第1図 B区1面屋敷遺構建物変遷図（その1）

本稿はSB18の平面的特徴についての分析を進め、その結果を表記した。

SB 5を除いて全て梁間1間型とみなし、妻側中央柱をもつもの6棟と（表の括弧内に2で示す）、2本の間柱をもつもの2棟（括弧内3）である。妻側中央柱は隅柱を結ぶ軸線に接して外側に立つ近接棟持柱であり、軸線上に立つ場合も壁心棟持柱として、ともに切妻屋根の棟木を直接支持する形式が想定される。

梁間1間型平屋建物に棟持柱をもつ形式は、弥

生・古墳時代に存在してその系統を引くものと思われるが、中世では他に類例がない。但し、軸線上中央柱のSB10・11の2例は棟持柱ではなく間柱の可能性がある。間柱2本のSB3・4は、桁行柱穴に較べて柱径が小さく浅いために間柱としたが、SB3では両側面とも2本のうち1本が欠失、SB4では東側面に間柱がないものは、間柱穴が浅いために削平されたものと考えられる。同じ理由で梁間1間の妻側柱間に間柱や棟持柱のない場合、身舎の4面に庇を巡らすSB9を除く身舎のみのSB2・7・8・9・12・



第2図 B区1面屋敷遺構建物変遷図（その2）

13・15・17・18の9例は、梁間10~15.5尺と広いことから間柱を立てずに壁を造ることは不可能であり、間柱穴は側柱穴より小さく浅く掘立てたために後世の削平により検出されないことを示している。

##### 5 胴張形平面と片切妻造屋根

SB 5は桁行5間、梁行北2間、南3間の南北棟建物で、西側面北半に庇が付く。桁行側面を胴張形とする点で、中世に類例のない形式を示す。胴張形平面の平屋建物は古墳時代の大形建築に出現する形式

で、前記の梁間1間型の近接棟持柱と同様に古墳時代の形式を継承するものと思われる。

SB 5の南側面3間、北側面2間とする形式は、北側面中央柱を近接棟持柱とする切妻造で、南側面は梁間3間として屋内棟持柱を立て、寄棟造屋根とする片切妻造屋根であったと考えられる。

SB 5と時期が前後する大形主屋SB 9の庇の妻側面についても、北側面2間、南側面3間で、南側面に対応する屋内棟持柱があり、北側面中央柱を棟持柱とする片切妻屋根に復元することができる。

片切妻屋根の民家は東北地方の豪雪地帯に現存し、縄文時代の北陸・東北地方の竪穴住居にも積雪期の出入口を片切妻や片入母屋の妻壁に出入口を設けていたと思われる例があり、SB 5・9はその伝統を継承した可能性がある。

##### 6 柱間寸法と造営尺

SB 1~18の柱間寸法は尺度を用いたものと仮定して、現在の尺度（1尺=0.303cm）に近い尺度で割切れる5寸単位の柱間寸法を求めて表記した。中世社寺建築の柱間寸法は5寸間隔の垂木支割で柱間寸法が決定される。中世住居は垂木の配列と無関係に5寸単位の柱間寸法を採用したとする仮定には無理はあるが、筆者は弥生・古墳時代の掘立柱建物に同

#### 第4章 分析と考察

じ手法を用いて、弥生・古墳時代の柱間寸法が、同時代の中国尺度と軌を一にしているとの仮説(註2)を立てた分析と同じ方法を用いた結果、表記のように、各建物遺構の柱間寸法は5寸単位で決定され、しかも、弥生・古墳時代と同様に柱間寸法は等柱間ではなく、かつ相対する側面の全長が5寸または1尺の差をもつ例が多いこと、および、中世に全国的に普及する総柱型や梁間1間型の柱間寸法には6尺5寸間が多いのに対して、当遺跡では6尺～10尺に分散する点で、中世の一般的傾向とは異なり、弥生・古墳時代の柱間寸法決定法を継承しているものと考えられる。

造営尺は1尺=30.0～30.5尺の範囲に分布するが、30.2～30.3cmの現尺に近い例が多く、これを当遺跡の造営尺とみなすことができる。造営尺値の前後の広がりは、主として柱を掘立てる際の造営誤差によるものと思われる。正確な寸法設定は柱頭部の梁・桁の木造りで行われるため、造営誤差の大きい例の柱は柱径の範囲内での傾斜をもつものと考えられる。SB 5の胴張形平面の場合は同様に、柱頭部は4隅の柱頭を直線で結ぶ方形の側桁位置での造営尺であり、桁行側面の中柱は上方で内側に傾斜する形式であったと云える。

第1表 掘立柱建物遺構分析表

SB	身舎柱間数 桁行 × 梁行	方 位	庇	身舎 規 模 (尺)			桁行柱間寸法(尺)	妻 柱	造営尺(cm)
				桁行	梁行	庇			
1	3 × 1(2)	↓	—	22.5	11.5	—	8・7・7.5	棟持柱	30.22
2	3 × 1	→	N・S	23.5	12.0	5.0 5.5	7.5・8.5・7.5	—	30.21
3	3 × 1(3)	↓	—	25.5 26.0	14.0 14.5	—	8.5・8.5・8.5 9・8.5・8.5	間柱	30.0～30.2
4	3 × 1(3)	→	N	18.5 18.0	12.5 11.5	7.0	5.5・6・6.5 4・7・7	間柱	30.33
5	5 × 2 3	↓	W	34.0 34.5	16.0 16.5	2.5	13・7.5・7・6.5 4.5・7.5・6.5・8・7	棟持柱 間柱	30.2～30.33
6	4 × 1(2)	→	—	30.0	10.5 11.0	—	7・15・8 7.5・7.5・6.5・8.5	棟持柱	30.5～30.6
7	3 × 1	↓	—	21.5	13.0	—	7・7・7.5	—	30.0～30.6
8	3 × 1	↓	—	21.5 21.0	13.5	—	7.5・7・7 7・7・7	—	30.19～30.6
9	4 × 1	→	4面	28.0	15.5	4.0	6・8・7・7 14.5・6.5・7	—	30.06～30.3
10	4 × 1(2)	↓	—	24.0	13.0	—	5・12・7	?	30.17
11	3 × 1(2)	→	—	18.5	9.5	—	6・6.5・6	(間柱)	30.0
12	3 × 1	→	—	21.5 22.0	10.5 10.0	—	7・7.5・7 7.5・7・7.5	—	30.5
13	4 × 1	→	N	32.5 33.0	12.0 13.0	3.0	9.5・8.5・7.5・7 9・7.5・9・7.5	—	30.27
14	2 × 1(2)	→	—	15.5	10.0	—	7・5・8	棟持柱	30.6～30.7
15	4 × 1	→	—	29.0	10.5	—	14.5・8・6.5	—	30.48
16	4 × 1(2)	↓	N	35.0 36.0	11.0 11.5	—	6・18.5・10.5 7.5・9.5・8・11	(間柱)	30.32～30.48
17	4 × 1	→	—	28.5	13.0	—	8・7・7・6.5 9・13.5・6	—	30.31
18	2 × 1	→	—	16.0	10.0	—	8・8	—	

(註) 身舎柱間数欄の梁行括弧内数値は妻側面の柱間数で、妻側中柱穴の機能を妻柱欄に示す。上下2段に設けた数値は、建物方位が南北棟の場合、上段を北側、下段を南側とし、東西棟の場合、上段を西側、下段を東側とする。柱間寸法欄の数値は、北から南、または西から東の順序で示す。造営尺は桁行總長の実測長さから算出したもので、同一建物の尺度差は桁行・梁行2側面の差を示す。

## 7 庵付建物

庵付建物は4面庵(SB9)、2面庵(SB2)、1面庵(SB4・5・13・16)の6例がある。庵の身舎側柱からの出は、2.5尺～5尺の狭い例(SB2・5・9・13)と7尺(SB4)の広い例があり、前者は弥生時代以来の古式を示し、後者は律令時代に出現する広庵の影響を受けたものと考えられる。

中世の総柱型・梁間1間型の庵の出は狭い例が一般的で、時代が降るに従って広庵が増える傾向にある。但し、室町時代の遺跡が少ないために、同時代の全国的な傾向は明らかではないが、当遺跡では庵出の狭い古式例が多い点で、前記の諸特徴と軌を一にするものといえる。

## 8 主屋建物の形式と変遷

屋敷地内中央部に集中して重複する建物群は、桁行4間規模の大型で庵付きが多いことから主屋とみなしたが、その建物形式の特徴と変遷について考察する。

庵付建物6棟のうちSB4・5は、SB5を主屋、SB4を角屋とする曲屋と考えられる。SB13・16は同規模、同形式で位置をずらせて建替え、敷地北半部の付属屋を共有する1時期とみなし、他のSB2とSB9を含めて、庵付主屋は4期の変遷が考えられる。

庵のない主屋はL字形の配置をとる副屋とのセット関係から、SB3・6、SB7・12、SB8・17の3期の変遷が考えられる。SB7・12は北側面の柱筋を揃えて近接することから、SB7を主屋、SB12を角屋とする曲屋形式に想定されるが、他の2期はほぼ同規模の建物をL字形に配置して、主屋・副屋の区別をつけ難い。

以上のように、主屋の建築形式は無庵の掘立建物、庵付独立建物、角屋付曲屋形式とそれぞれ形式を大きく異にした変化を示し、共通するのは身舎を梁間1間型とする点のみである。

曲屋主屋は東北地方の中世館跡の主殿形式として14世紀には成立している(註3)。現存古民家でも東北地方に分布する形式で、その一部は関東地方にも

及んでおり、15世紀の当遺跡にも主殿形式として成立していたとみなせるが、梁間1間型の曲屋形式は中世では他に類例がなく、地方的特長を示すものであろう。

周濠と建物群配置との関係は前記の通りであるが、東面から南面にかけての周濠には少なくとも4期の改修が認められる。7期に亘る建物群の変遷と周濠改修との関係の詳細は明らかでないが、その改修時期の多さは、主屋形式の多用な変化と無関係ではないと思われる。

## 9 結 語

以上のように、当遺跡の建物形式は、弥生時代に出現する梁間1間型平屋建物を基本形とし、胴張形平面、不整方形平面、梁間寸法決定法、柱間寸法の不揃いなどの形式は古墳時代に認められる形式である。

梁間1間型住居は律令時代には衰退するようである。摺闐期以後に新形式の総柱型の出現とともに復活し、関東地方では主流となるが、古墳時代の建築技法が15世紀の当遺跡に存続しているものとすれば、新たな知見であり、また、主屋建築形式の多様な変化を含めて、その歴史的な評価を新たにしなければならない。

### 註

- 註1 宮本長二郎「日本中世住居の型式と発展」『建築史の空間』中央公論美術出版、1999年
- 註2 宮本長二郎「弥生・古墳時代の尺度」『歴史遺産研究 2号』東北芸術工科大学編 2004年
- 註3 高橋与右衛門「発掘された中世の建物跡」『北の中世』日本エディタースクール出版部、1992年